

岩手県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年3月5日

岩手県監査委員 軽石 義則
 岩手県監査委員 神崎 浩之
 岩手県監査委員 寺沢 剛
 岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
岩手県消防学校	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入事務に係る調定時期及び金額が適正であるか、支出事務に係る補助・委託事業の完了確認が適正にされているか、当該事業目的の達成状況等に着眼して監査を行った。
岩手県環境保健研究センター	〃	〃
岩手県立県民生活センター	〃	〃
岩手県福祉総合相談センター	〃	〃
岩手県宮古児童相談所	〃	〃
岩手県立一関高等看護学院	〃	〃
岩手県精神保健福祉センター	〃	〃
岩手県立杜陵学園	〃	〃
岩手県立産業技術短期大学校	〃	〃
岩手県立産業技術短期大学校水沢校	〃	〃
岩手県漁業取締事務所	〃	〃
岩手県林業技術センター	〃	〃
岩手県水産技術センター	〃	〃
岩手県立農業大学校	〃	〃
花巻空港事務所	〃	〃
東日本大震災津波伝承館	〃	〃
盛岡教育事務所	〃	〃
沿岸南部教育事務所	〃	〃
岩手県立図書館	〃	〃
岩手県立盛岡第一高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡第二高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡第三高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡第四高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡北高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡南高等学校	〃	〃
岩手県立不来方高等学校	〃	〃

岩手県立杜陵高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡工業高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡商業高等学校	〃	〃
岩手県立沼宮内高等学校	〃	〃
岩手県立雫石高等学校	〃	〃
岩手県立紫波総合高等学校	〃	〃
岩手県立花巻北高等学校	〃	〃
岩手県立花巻南高等学校	〃	〃
岩手県立花巻農業高等学校	〃	〃
岩手県立花北青雲高等学校	〃	〃
岩手県立大迫高等学校	〃	〃
岩手県立遠野高等学校	〃	〃
岩手県立遠野緑峰高等学校	〃	〃
岩手県立黒沢尻北高等学校	〃	〃
岩手県立北上翔南高等学校	〃	〃
岩手県立黒沢尻工業高等学校	〃	〃
岩手県立水沢高等学校	〃	〃
岩手県立水沢農業高等学校	〃	〃
岩手県立水沢工業高等学校	〃	〃
岩手県立水沢商業高等学校	〃	〃
岩手県立前沢高等学校	〃	〃
岩手県立金ヶ崎高等学校	〃	〃
岩手県立岩谷堂高等学校	〃	〃
岩手県立高田高等学校	〃	〃
岩手県立大船渡東高等学校	〃	〃
岩手県立住田高等学校	〃	〃
岩手県立釜石高等学校	〃	〃
岩手県立釜石商工高等学校	〃	〃
岩手県立大槌高等学校	〃	〃
岩手県立山田高等学校	〃	〃
岩手県立宮古高等学校	〃	〃
岩手県立宮古水産高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡視覚支援学校	〃	〃
岩手県立盛岡聴覚支援学校	〃	〃
岩手県立盛岡となん支援学校	〃	〃
岩手県立盛岡青松支援学校	〃	〃
岩手県立盛岡峰南高等支援学校	〃	〃
岩手県立盛岡みたけ支援学校	〃	〃
岩手県立盛岡ひがし支援学校	〃	〃

岩手県立花巻清風支援学校	〃	〃
岩手県立前沢明峰支援学校	〃	〃
岩手県立釜石祥雲支援学校	〃	〃
岩手県立宮古恵風支援学校	〃	〃
岩手県紫波警察署	〃	〃
岩手県大船渡警察署	〃	〃
岩手県遠野警察署	〃	〃
岩手県釜石警察署	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

- (1) 岩手県環境保健研究センター 物品購入の検収に当たり、物品検収員に任命されていない者が検収を行っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 岩手県立農業大学校
 - ア 授業料の調定に当たり、調定すべき日から相当期間経過してから調定しているものが3件、495,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - イ 授業料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが6件、10,256,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 花巻空港事務所 財産の管理に当たり、財産管理簿を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 岩手県立盛岡第一高等学校 学校徴収金の取扱いに当たり、予算編成及び決算監査が行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (5) 岩手県立花巻北高等学校 委託料の執行に当たり、執行管理体制に不適切なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (6) 岩手県立前沢明峰支援学校 団体徴収金の取扱いに当たり、決算監査が行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。